

# 小学校教員の連続する労働時間に関する分析

—給食時間と昼休みに着目して—

学校開発政策コース 小入羽 秀 敬

Elementary School Teachers' Continuous Work Hours  
—Focusing on Lunchtime and Lunchtime Recess—

Hideyuki KONYUBA

This paper analyzes the long and continuous work hours of elementary school teachers by reviewing teachers' work-style during lunchtime and lunchtime recess, especially from 11:30 to 13:30. The problems on teachers' over-work are exposed recently, and the solutions to lighten the teachers' duties are in necessity. Elementary school teachers are busiest in working hours, when students are in the school. They are too busy to take a break during working-hours. This paper defines this phenomenon as "continuous work hours".

From the analysis, this paper concludes that many teachers have duties that cannot control by themselves during lunchtime and those uncontrollable duties makes teachers to work long and continuously. Especially, teachers in charge of 1st and 2nd grades are in this trend. To solve this problem, this paper suggests two things. One is to lighten the workload of lunchtime teaching. By setting the lunchroom and cafeteria-aids, teachers' workload on teaching in lunchtime will be relieved. Second, is making a controllable time during their working hours, such as in the morning class. This can be done by assigning special subject teacher, such as art and music. By making the controllable time during the working hours, teachers' health can be more guaranteed than in the past.

## 目 次

1. 問題関心と課題設定
2. 分析枠組み
  - A. データの概要
  - B. 業務の定義
3. 分析
4. まとめと考察

### 1. 問題関心と課題設定

本稿は小学校教員の連続する労働時間の実態を、給食時間と昼休みに教員が従事する業務について学年別、担任の有無別の分析から明らかにすることを目的とする。

現在「教員の多忙」が大きく問題となってきた。2006年度に実施された文部科学省の委託調査である教員勤務実態調査<sup>1)</sup>によって教員の勤務時間の実態が明らかになった。また、都道府県教育委員会においても積極的に教員の負担軽減のための施策を実施している<sup>2)</sup>。しかし、以下のような学校を取り巻く状況は学

校側の業務負担の増加につながる傾向にあるといえる。

1つ目は学習指導要領改訂である。2008年に公示された学習指導要領では、小中学校ともに授業時間の大幅な増加が実施される。たとえば小学校低学年では約70時間増、高学年では40時間増となる。授業時数の増加が行われる一方で週5日制が維持されたため、1日当たりの授業時数は今後増加すると考えられる。

2つ目は食育の重視である。食育基本法の制定以降、学校内での給食指導の位置づけがより重要となった。教育委員会は学校に栄養教諭を配置するとともに子どもの喫食時間の充実を図った。しかし、その一方で教員は栄養教諭らとの連携が求められるようになり、食育に関するカリキュラム開発も担うようになる。また、食育を行っていく上での問題点として教員の食事環境が悪化する要因としての労働環境の看過も挙げられる<sup>3)</sup>。

3つ目は学校単位でのカリキュラム開発の要請である。自律的学校経営の推進に伴い、学校単位でのカリキュラム開発が従来以上に求められるようになって

た<sup>4)</sup>。そのため、授業準備時間などカリキュラム開発に必要な時間の確保も新たに必要となってきた。

授業準備や教員間の打ち合わせのような、児童生徒と直接接する必要の無い業務については児童生徒の下校後に処理することが多い<sup>5)</sup>。次期学習指導要領実施後、業務の増加と授業時数の増加により下校後の業務が増加するため、効率的に業務を遂行する上で勤務時間中の休憩・休息はより重要性を増すと考えられる。しかし、教員勤務実態調査の結果からも示されているように昼休みの時間などに労働基準法上の休憩は取りにくい状況にあるため、一日の勤務時間の中で教員が休む時間を自ら創出することが必要不可欠となる。

そのためには教員の一日の勤務実態の把握とその時間のマネジメントを行う必要が出てくる。教育経営学において、学校のマネジメントの対象としての「時間」という概念の重要性が指摘されている<sup>6)</sup>。また、教員の一日の勤務実態の把握については教育社会学で研究が多数行われて来ているが、それらは「不定量・不定形」という教員特有の文化を明らかにすることが主な目的であり、時間のマネジメントという概念による分析はなされてきていない。

今後、学校経営において教員の時間管理はより重要となると考えられ、教員の一日の勤務実態の把握とそこから抽出される問題点を検討する必要がある。そこで、本稿では小学校教員の「休憩」に着目した。ここでの「休憩」は労働基準法上の「休憩」以外に教員が物理的に体を休めることができる時間も含んでいる。

勤務時間内の休憩時間の創出は小中学校で比較すると小学校の方が困難である。そこには労働時間の連続性という小学校教員特有の問題点がある。小学校は学級担任制であり、勤務時間中の授業の空きコマが存在しない。また、授業外の時間である給食や児童の休み時間も児童と接することが求められており、児童下校時刻までの約7～8時間は連続した労働に従事していると言える。そこで本稿では特に小学校教員に着目した長時間連続労働の分析を行う。

小学校教員の長時間連続労働の問題点としては以下の2つが挙げられる。健康障害の誘因<sup>7)</sup>と精神的・肉体的疲労の蓄積<sup>8)</sup>である。前者については、小学校教諭に多くみられる身体的な健康障害として「声枯れ」と「腰痛」が多いことが示されており、これらは担任が長時間連続して大声を出す必要性、および中腰になるなど不自然な姿勢を長時間継続する必要性が生じるために発生するとされている。後者については、教員が精神的・肉体的疲労を蓄積させないためには、勤務

時間中に児童と接せずに教員一人になる「クールダウンの時間」の必要性について述べられている。これらの観点から考えれば、「やりがいのある」業務である児童と直接接する時間に従事していても「疲労の蓄積」は発生し、それが長時間、長期間継続することによる健康リスクの発生可能性が高まると考えられる。

しかし、教員の労働に関する先行研究を概観すると、「教師の多忙」研究は教員の労働時間ではなく、「教師の労働内容」に着目したストレス要因の分析が多い。教員のストレス研究の大半はバーンアウトの規定要因分析であり、主に教育社会学や教育心理学の分野で多く行われてきた。これらの研究は教員のストレス要因として「やりがいの無い」業務への従事を挙げている<sup>9)</sup>。また、児童生徒と接する業務は主に低ストレスであるとしている。

これらの先行研究に共通するのは、「多忙」は教員の業務に「雑務」が多くなった結果、「子どもとふれあう時間」が少なくなることによって発生するという知見であり、基本的に教員の「多忙感」に着目していることである。教員の「心の病」やバーンアウトを検討する上で「多忙感」の分析は非常に重要である。さらに教員の多忙について明らかにする上で、「多忙感」についての知見に加えて客観的な多忙の指標の一つとして考えられる労働時間も検討すべき課題として挙げることができる。しかし、労働時間に触れられている先行研究は極めて少ない。数少ない労働時間について扱っている研究においても教員の労働時間の長さや超過勤務の多さに着目したものが多く<sup>10)</sup>、前述したような健康障害発生の要因としての勤務時間内の労働時間の連続性については言及されていない。

特に教員にとって児童と直接接する時間を確保することの重要性がストレス研究などの知見から得られているが、教員の健康体の維持を考えるならば児童と接せずに一人で時間管理を行える時間帯を教員が確保する必要があるといえる。

そこで本稿では健康障害を発生させるおそれのある、教員が自ら時間をコントロール出来ない業務に断続的に従事することを「連続労働」と定義して分析を行った。対象は学級担任制により連続労働が発生しやすい環境下に置かれている小学校教員とした。連続労働の実態は担当する学年や担任の有無によって異なることが推測されるが、具体的にどの程度の差異が発生しているのかを明らかにし、その実態が示唆する問題点と解決策について考察を行う。

2. 分析枠組み

A. データの概要

本分析では次の2点を明らかにする。一つは教員が連続労働を行っている日の1ヶ月当たりの割合であり、もう一つは教員が時間管理の可能な業務に従事した日の1ヶ月当たりの割合である。この問いを明らかにするために2006年度に実施された「教員勤務実態調査」の個票データを扱う。

「教員勤務実態調査」は文部科学省委託調査であり、2006年7月～12月にわたって実施された。各月の28日間を「1期」として定義し、全6期調査を行った。各期のサンプルは異なっている。具体的には、教員の業務を後述する24項目に分類し、30分刻みで主に従事していた業務を把握している。サンプル数は各期平均7,600人であり、校長、教頭、教諭、講師、栄養教諭、養護教諭を対象としている。調査に使用した24項目は次の通りである。①児童生徒の指導にかかわる業務：朝の業務、授業、授業準備、学習指導、成績処理、生徒指導（集団）、生徒指導（個別）、部活動・クラブ活動、児童会・生徒会指導、学校行事、学年・学級経営、②学校の運営にかかわる業務：学校経営、会議・打ち合わせ、事務・報告書作成、校内研修、③外部対応：保護者・PTA対応、地域対応、行政・関係団体対応、④校外：校務としての研修、会議、⑤その他：その他の校務、休憩・休息。

本稿で対象とする期は第5期<sup>11)</sup>（10月23日～11月19日）とする。第5期の選定理由として、長期休業期（夏季・秋季）を含まない期である点が挙げられる。長期休業期直前では給食時間が無い日も存在すると考えられるため、後述する分析時間帯（11時30分から13時30分）に従事する業務内容にイレギュラーな業務が含まれると考えられる。また、対象とする時間帯は11時半から13時半までの2時間である。この時間帯を選択した理由は、生徒指導（集団）に従事する教員は11時半以降から増加し、13時半で減少するためである<sup>12)</sup>。小学校の昼の時間帯の生徒指導（集団）は給食指導や清掃であると考えられる。

B. 業務の定義

表1は分析対象となっている業務の対応関係を表したものである。まず、「教員の連続労働をもたらす業務」を定義する。連続労働をもたらす業務を表す代替変数として「児童に直接的にかかわる業務」を設定す

る。児童と直接かかわっている状態を保つことは教員にとってはどのような状況下であっても、児童に対する管理責任が発生する。また、児童と直接かかわっている業務に従事している時間は、教員の都合で業務を中断させることが困難であり、教員自身による時間管理が非常に難しいと考えられる。具体的には、給食指導に代表されるような「生徒指導（集団）」、進路指導や生活指導に代表されるような個人への「生徒指導（個別）」、児童に対して個別、集団に係わらず学習を指導する「学習指導」、学校行事の準備も含めた時間である「学校行事」を、前述した教員勤務実態調査の調査項目から選ぶことができる。

表1 業務と項目の対応関係

業 務	項 目
連続労働をもたらす業務	①生徒指導（集団）、②生徒指導（個別）、③学習指導、④学校行事
教員の時間管理が可能な業務	①授業準備、②成績処理、③学年・学級経営、④休憩・休息

出所：教員勤務実態調査より筆者作成

次に、「教員自身による時間管理が可能となる業務」を定義する。児童に関係する業務ではあるが、児童と直接的にかかわらないことによって教員自身で仕事の進め方を決めることができる。また、従事する場所を選ばないのが本業務の大きな特色である。職員室や空き教室など従事する場所の選択権は教員にあるといえる。教員勤務実態調査の調査項目からは「児童に間接的にかかわる業務」として次の項目を選定した。「授業準備」「成績処理」および「学年・学級経営」である。「学年・学級経営」はクラスの掲示物作成やまた、教員自身で管理可能な時間という意味で「休憩・休息」も含めている。

上記の業務を操作化する。11時30分から13時30分までの間に、教員が「教員の連続労働をもたらす業務」にのみ従事している日を「連続労働日」とした。具体的には11：30～13：30から授業を除外し、残りの時間すべてが前述した「児童に直接かかわる業務」であった場合、これを「連続労働日」と定義した。図1は連続労働日の勤務形態の例である。12時から13時までで生徒指導、13時から13時30分まで学校行事を行っており、両者は教員自身で時間管理が難しい業務であるため、「連続労働日」として定義している。

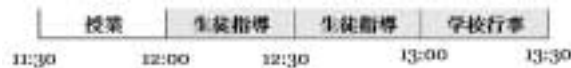


図1 連続労働日の勤務形態の例

また、「教員が時間管理の可能な業務」に従事、もしくは「休憩・休息」を取得できた日を「管理可能日」とした。11:30～13:30から授業を除外し、残りの時間の中で最低でも30分「児童に間接的にかかわる業務」に従事、もしくは「休憩・休息」を取得できている日であった場合、これを「管理可能日」と定義した。図2は管理可能日の例である。12時～12時30分までは児童生徒に直接関わる「生徒指導」に従事し、13時～13時30分までは教員自身で時間の管理が可能となる「成績処理」を行っているため、「管理可能日」として定義されている。

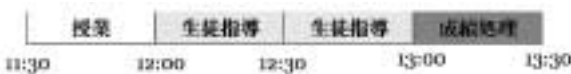


図2 管理可能日の勤務形態の例

### 3. 分析

これら二つの概念をもとに分析を行う。図3は連続労働日と管理可能日の割合を学年ごとにグラフ化したものである。「その他の業務」は24業務から「連続労働日」の業務と「管理可能日」の業務をのぞいたものである。

まず、連続労働日では、もっとも割合の少ない6年生が67%であり、最低でも1ヶ月のうち6割強は11時半から13時半までの授業以外の時間を児童に直接かわる業務に従事していることが読み取れる。この傾向は低学年ほど強く、小学校1年生担任は1ヶ月のうち81%が「連続労働日」となっている。特に低学年を担当する小学校教員が給食指導以外の時間も児童と接する時間を多く取っている状況がここから読み取れる。

次に、「管理可能日」を概観すると学年を通じて少ない割合であるものの、学年による差を読み取ることができる。「管理可能日」がもっとも少ないのは1年生担任の11%であり、もっとも多いのは6年生担任の22%でありその差は2倍になる。

また、「連続労働日」でも「管理可能日」でもない「その他の業務」に従事した日の割合は学年を通じて大きな差が出なかった。

次に、担任の有無による差異を検討する。図4は学年の平均と担任を持たない教員の比較を行ったものである。担任の有無によって大きな差が出ている。11時半から13時半までの時間帯では、担任を持たない教員は管理可能な業務に従事できる、もしくは休憩を取得できる環境にある。また、「その他の業務」に従事する教員が多いことも担任を持たない教員の特徴であり、担任業務以外の業務を多く請け負う傾向にあることもこの図から読み取れる。

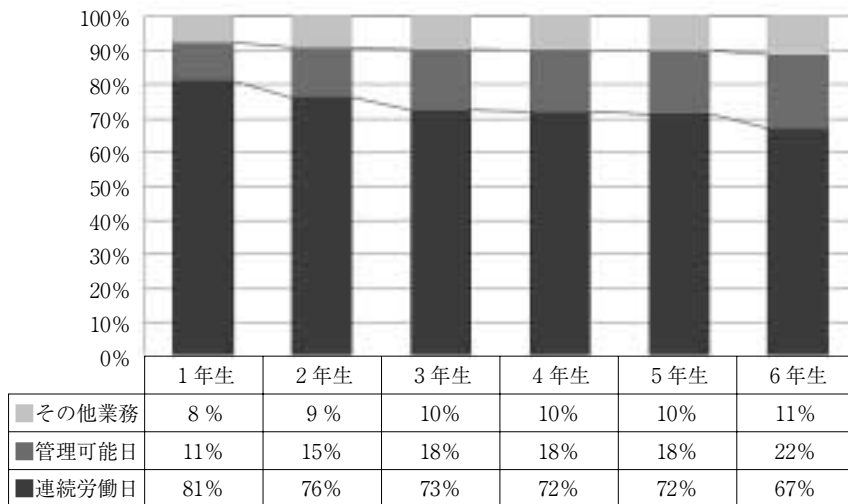


図3 連続労働日および管理可能日の割合（学年別：11月）

出所：教員勤務実態調査個票データより筆者作成

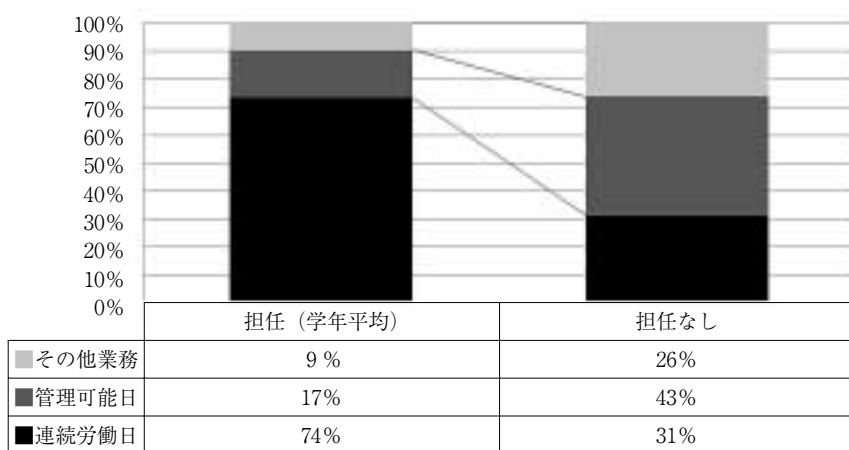


図4 連続労働日および管理可能日の割合 (担任有無による差異：11月)

出所：教員勤務実態調査個票データより筆者作成

まず、「連続労働日」を概観すると、担任は平均して1ヶ月の74%であるのに対して、担任ではない教員は31%となり、その差は43%となる。一方、「管理可能日」については担任平均が17%であるのに対して担任ではない教員は43%となっており、その差は27%となっている。このように、担任は平均して1ヶ月の3/4が連続労働日であるのに対して、担任ではない場合の連続労働日は1ヶ月の1/3となる。ただし、担任ではない教員は「その他業務」が担任と比較して多いことは留意が必要である。

表2 小学校教諭の担当学年別男女比 (11月)

	男性	女性	合計
1年生	40	343	383
2年生	81	314	395
3年生	105	247	352
4年生	127	224	351
5年生	171	188	359
6年生	182	178	360
担任なし	407	365	772
統計	1,113	1,859	2,972

単位：人、出所：教員勤務実態調査より筆者作成

最後に小学校教諭の担当学年別の性差について検討する。表2は分析対象とした11月の小学校教諭の担当学年別男女比<sup>13)</sup>である。総体として小学校教員は女性が多いが、その学年別の内訳を見ると男女比は大きく異なることがわかる。低学年、特に1年生の担任は女性が男性の8倍近く、他の学年と比較しても女性比率

が高い。担当する学年が上がるにつれて男性の比率は上がっており、6年生ではわずかながら男性教諭の割合が高くなっている。また、担任を持たない教員は男性の方が多い。

以上、連続労働日と管理可能日について学年別と担任の有無という観点から分析を行ってきた。時間の自己管理ができない「児童と直接かかわる業務」について、全体の傾向として連続労働日は多い傾向にあるが、その中でも特に低学年は連続労働日の割合が多い。また、時間の自己管理が可能となる「児童と直接かかわらない業務」については、低学年担任と比較して高学年担任に多く見られる。さらに担任の有無で比較すると、担任を持たない教員も自己管理可能な業務に従事可能な日数が多い。

#### 4. まとめと考察

小学校教員の連続労働について、次の3点の知見が示された。1点目は、低学年担任は1ヶ月の勤務日のうち8割以上が連続労働日となっていることである。これは20日間のうち16日は11時半から13時半までの間に休み時間がほとんど取れないことを意味する。高学年担任であっても連続労働日となる比率は7割近いが、低学年担任と比較すると自己管理可能な時間を取得できる日が多い。2点目は、担任を持たない教員は連続労働日が1ヶ月の1/3であり、担任を持つ教員の平均値や連続労働日が最も短い6年生担任と比較しても少ない。3点目は低学年ほど担任の女性比率が高

く、その割合は学年とともに上がってくることである。連続労働日の割合の変動と類似しているが、本稿の分析では性差と連続労働日の多さの因果関係を明らかにすることはできない。しかし、連続労働日が多い学年に女性教員が多いというのは事実であり、女性教員の多くは子育てをしているので定時後は早めに帰宅することが多いことから<sup>14)</sup>、学年ごとの校務分掌や業務負担のバランスの考慮を管理職は求められると推測される。

小学校教員の連続労働をもたらず業務の負担軽減のために2点考えることができる。1点目は教員が管理可能な時間を確保するために担任の「給食時間の負担軽減」を試みることである。2点目は勤務時間中に何らかの形で教員自身が管理できる時間を確保することである。

1点目の「給食時間の負担軽減」は具体的に次のような方策によって可能となると考えられる。喫食時間の効率的運用、ランチルーム設置、担任以外の人材活用である。

まず、喫食時間の有効活用の例としては給食職員による給食運搬を上げることができる。また、ランチルームの設置によって複数クラスでの喫食が可能となり、給食指導を複数教員で行うことが可能となる。たとえば2006年度に行われた学校給食における食堂・食器使用状況調査によれば、ランチルーム設置済み公立小学校は21,079校中6,129校となっている。また、札幌市教育委員会は給食時間の充実に積極的に取り組んでおり、市内の全公立小学校に食堂を設置し、給食職員の積極的な登用をすることで児童の喫食時間の向上を図っている。

担任以外の人材活用では、教室に担任以外の第三者を入れることによって児童に対する複数人での指導を行うことが可能となる。具体的には、専科教員など担任を持たない教員の活用や保護者などの活用、上級生による低学年の配膳作業などを上げることができる。担任が給食現場から離れることが難しいのであれば、複数人による給食指導体制をとれるようにすることは必要であろう。

2点目の教員自身が管理可能な時間の確保については、勤務時間内に教員が授業を担当しない時間を作ることによって可能となる。例えば、総合的学習の時間や図工・音楽などの専科教員の時間を事実上担任の「空きコマ」として設定することも可能となる。また、次期学習指導要領において小学校の英語教育の実施が決定しているが、これも専科の導入が可能となると考

えられる。このように担任が主導して授業を行う必要の無い時間については、教員が子どもから離れる「クールダウンの時間」を積極的に取得できる環境作りが必要となる。

小学校教員の業務は連続的であり、休み時間をほとんど取得できないことは分析から明らかになった。また、学年が下がるほど児童と接する時間が長くなることが求められてくるため、教員自身が自分でコントロールできる時間も大きく減少してしまうことも示された。小学校教員は児童と会話するために児童の身長に合わせて屈み、常に発声し続ける必要が生じてしまうことから、労働時間の間に強制的に児童から離れる時間を確保することが非常に重要となる。しかし、現状で連続労働下にある教員は児童と接することを最優先事項としていると考えられるため、健康障害のリスクを負うと理解していても長時間連続して児童と接することを選択すると推測される。その意味では、専科などの導入による勤務時間内の「空きコマ」の創出は、児童が授業中であるのでほぼ強制的に児童から離れた、自分で管理可能な時間を教員に対して提供することが可能となる。身体的にみても「屈む」「大声の発声」などを中断することができ、着席できる時間を持つことは非常に重要となってくる。

これらの知見は行政・学校による制度構築の重要性を同時に指摘することができる。ランチルームや給食職員の設置のように、札幌市教育委員会による学校給食の改革の帰結としての負担軽減もあり、かつ、担任を持たない教員や保護者、高学年児童などを低学年クラスに派遣するなど管理職による人材配置の工夫を上げることができる。また、専科教員の配置など管理職の権限で行える勤務環境の整備も非常に重要である。さらに、管理職による教員のタイムマネジメントも教員の連続労働を解消する要因になりうると考えられる。

(指導教員 大桃敏行教授)

#### 【付記】

本稿の分析に当たり、国立教育政策研究所『教員の業務と校務運営の実態に関する研究』プロジェクトで作成したデータセットを使用した。本データの利用を認めていただいた研究代表者の青木栄一先生（東北大学）に感謝申し上げる。なお、当該データセットは平成18年度文部科学省委託調査研究『教員勤務実態調査』の実施に当たり受託者である東京大学に設置された研究グループが作成した個票データを用いたもので

ある。

## 注

- 1) 東京大学 (2007)
- 2) 特に残業時間の削減を目的とした施策が多く、例えば、兵庫県教育委員会では週に1日「ノー残業デー」を実施、北海道教育委員会や群馬県教育委員会では部活動時間の短縮や部活動の休止日の設定を検討し始めている。
- 3) 本図 (2008)
- 4) 小島 (2009)
- 5) 東京大学 (2008)
- 6) 学校における教員のタイムマネジメントについては青木 (2010) 参照。
- 7) 中迫・平林 (2001)
- 8) 酒井 (2007)
- 9) 例えば岡東・鈴木 (1997) 油布 (1999)、伊藤 (2000)、落合 (2009) など
- 10) 例えば堀内 (2001) など
- 11) 教員勤務実態調査の調査対象時期が7月～12月までの6ヶ月間であるため、この中から本分析を行う上で11月 (第5期) が最も適していると判断した。第5期のデータの概要は1年生385人、2年生396人、3年生354人、4年生351人、5年生360人、6年生361人、担任無し927人となっている。
- 12) 東京大学 (2008)
- 13) 男女を質問した項目の無回答を除外したため、記述統計量の実数とは異なる。
- 14) 酒井 (1998) p. 244～245

## 参考文献

- ・伊藤美奈子「教師のバーンアウト傾向を規定する諸要因に関する探索的研究：経験年数・教育観タイプに注目して」『教育心理学研究』48巻1号, 2000年, pp. 12-20
- ・岡東壽隆・鈴木邦治『教師の勤務構造とメンタルヘルス』多賀出版, 1997年
- ・小島弘道『学校経営』学文社, 2009年
- ・落合美貴子『バーンアウトのエスノグラフィー』ミネルヴァ書房, 2009年
- ・苅谷剛彦他「学校週5日制完全実施後の『教員勤務実態』調査報告」『総合教育技術』2004年6～9月号, 2004年
- ・群馬県教育委員会『教員の多忙を解消する』学事出版, 2008年
- ・国立教育政策研究所『教員業務の軽減・効率化に関する調査研究報告書 (平成20年度重点配分経費報告書)』, 2009年
- ・酒井一博「元気な先生, 元気な子ども—教員の健康調査と提言—」『労働の科学』62巻6号, 2007年, pp. 325-332
- ・酒井朗「多忙問題をめぐる教師文化の今日的様相」志水宏吉編著『教育のエスノグラフィー』嵯峨野書院, 1998年, pp. 224-248
- ・東京大学『教員勤務実態調査 (小・中学校) 報告書 (平成18年度文部科学省委託調査研究報告書)』, 2007年
- ・東京大学『教員の業務の多様化・複雑化に対応した業務量計測手法の開発と教職員配置制度の設計 (平成19年度文部科学省新教育

システム開発プログラム報告書)』, 2008年

- ・中迫勝・平林美紗子「小学校教員の健康障害のリスク要因について」『労働科学』77巻3号, 2001年, pp. 97-109
- ・堀内孜編『学校組織・教職員勤務の実態と改革課題』多賀出版, 2001年
- ・本図愛実「学校運営における「食」の意味と課題」『宮城教育大学紀要』第42巻, 2007年, pp. 193-203
- ・油布佐和子編『教師の現在・教職の未来』教育出版, 1999年